

掲示期間 12.26 - 1.4

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 57 号

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例

新潟市新潟駅前広場条例（昭和 57 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条の 2 この条例は、前条に規定する目的を実現するため、広場を利用する者（以下「利用者」という。）及び広場を通行する者の安全に関し必要な事項を定めるもののか、広場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条中「利用者は」を「何人も」に改め、「次の各号に掲げる行為」の次に「（以下「禁止行為」という。）」を加え、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1） 広場の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれがある行為をすること。

第 2 条に次の 3 項を加える。

2 何人も、禁止行為を行う目的で広場に立ち入つてはならない。

3 市長は、禁止行為をした者の退去を命ずることができる。この場合において、第 6 条の規定は適用しない。

4 市長は、広場の管理に関する事務のうち、前項に規定する退去を命ずる権限を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により、当該事務に従事する市職員に委任する。

第 4 条第 1 項中「若しくはタクシーの駐車場」を「、タクシーの駐車場若しくは交番」

に改める。

第11条第1項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

別表のうち(1)の表タクシーの駐車場の項の次に次のように加える。

交番	新潟市財産条例別表の3の項の規定の例による。	3年以内
----	------------------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。